

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 熊本県熊本市中央区水前寺三丁目3番25号
氏 名 河津造園株式会社
代表取締役 先崎 尚祐

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 木 村 敬



許可の年月日 令和8年（2026年）3月1日

許可の有効年月日 令和13年（2031年）2月28日

1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く)	積替 保管	※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	自動車等 破砕物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等
燃え殻	—	—	—	—	—
汚泥	—	—		—	—
廃プラスチック類	—	○		—	—
紙くず	—	—		—	—
木くず	—	—		—	—
繊維くず	—	—		—	—
ゴムくず	—	—		—	—
金属くず	—	—		—	—
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	○		—	—
がれき類	—	○		—	—

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成13年（2001年）3月1日付けで新規許可
- (2) 平成18年（2006年）5月15日付けで更新許可
- (3) 平成23年（2011年）3月23日付けで更新許可
- (4) 平成28年（2016年）2月16日付けで更新許可
- (5) 平成30年（2018年）4月25日付けの変更届出により住所変更（旧住所：熊本県熊本市東区長嶺東三丁目4番40号）
- (6) 平成30年（2018年）5月24日付けの変更届出により代表者変更（旧代表者：河津 正秀）

- (7) 令和3年(2021年)4月14日付けで更新許可
- (8) 令和3年(2021年)4月16日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者:小野 晃良)
- (9) 令和8年(2026年)2月5日付けで更新許可

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 「無」

備考